

付則 WP

ウェイポイントを回航するレースの規則

この付則の使用は、外洋レースにおいてレース委員会が、艇がコースを帆走するために通過することが求められる物理的なマークの代わりに、ウェイポイントを指定することを望む場合に、推奨される。

レース公示と帆走指示書でそのように記載されている場合にのみ、レースはこの付則によって変更されたセーリング競技規則に基づき行われなければならない。

WP1 定義の変更

WP1.1 定義『スタート』を次のとおり変更する。

スタート スタート信号時またはスタート信号後、スタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体、乗員、または装備の一部がスタート・ラインをコースに向かって横切るとき、艇は**スタート**するという。

WP1.2 新定義を追加する。

ウェイポイント **ウェイポイント**とは、コースにて艇の定められた側を通過するように求められている、**マーク**以外の緯度経度で示される地点をいう。

WP2 RRS 第2章 に新規則 18.5 を追加する。

18.5 ウェイポイントを通過するためのルーム

- (a) 規則 18.5 は、**ウェイポイント**を艇の同一の側で通過することが求められている複数の艇間で、少なくとも1艇が**ウェイポイント**に近づいている場合に、艇と艇との間に適用される。ただし、規則 20 が適用される場合、規則 18.5 は適用されない。
- (b) **オーバーラップ**している2艇が、艇の同一の側で通過することが求められている**ウェイポイント**に近づいている場合、外側艇は内側艇に**ウェイポイント**を通過するための**ルーム**を与えなければならない。ただし、**オーバーラップ**が始まったときからでは**ルーム**を与えることができない場合を除く。
- (c) 内側艇が**ウェイポイント**を通過するための**ルーム**に合理的な疑いがある場合には、内側艇は適宜に外側艇に声を掛けることができる。その場合、不可能な場合を除き、外側艇は内側艇にさらなるスペースを与えなければならない。

WP3 規則 28 を次のように変更する。

28 コースの帆走

28.1 艇は**スタート**し、帆走指示書で定められたコースを帆走し、**フィニッシュ**しなければならない。その間、艇がいるレグの起点、境界または終点でない**マーク**または**ウェイポイント**をどちらの側で通過しても良い。**フィニッシュ**後は、艇は**フィニッシュ・ライン**を完全に横切る必要はない。

28.2 プレスタート・サイドから**スタート**するために**スタート・ライン**に近づき始めた時から、**フィニッシュ**するまでの艇の航跡を示す糸をぴんと張った場合、次のようになっていなければならない。

(a) それぞれの**マーク**または**ウェイポイント**を定められた側および正しい順序で通過。

(b) それぞれの回航**マーク**に触れること、それぞれの回航**ウェイポイント**にある仮想の物体に触れること。

(c) **ゲート・マーク**または**ゲート・ウェイポイント**の間を、その前の**マーク**または**ウェイポイント**の方向から通過。

フィニッシュしていない場合に限り、この規則に従うために誤りを正すことができる。

28.3 帆走指示書にて、艇が**ウェイポイント**を艇の定められた側で回航または通過したかどうかを決定するための基準を指定することができる。

WP4 電子的地点特定

規則に従っていることを確認する目的により、電子的位置特定システムのデータが、艇の位置を決定するために使われる場合、艇の主航海システムからのデータに対し優先が与えられなければならない。

注：マークの代わりにウェイポイントを使用するという選択が外洋レースの発展のためになると、World Sailingのウェブサイトが付則として掲示されることが認められた。この付則はWorld Sailingのセーリング競技規則委員長の承認により改正される。

レース主催者のための手引きは以下で得ることができる。

<http://www.sailing.org/documents/racingrules/experimental-rules.php>